

## 日本材料学会関西支部長賞規程

平成 17 年 4 月 18 日制定

平成 18 年 2 月 27 日改正

平成 19 年 3 月 19 日改正

平成 22 年 4 月 15 日改正

第 1 条 日本材料学会関西支部は日本材料学会関西支部長賞（英文名、**JSMS Kansai Branch President Award**）を設け、本規程によって授賞する。

第 2 条 本賞は日本材料学会関西支部の発展ならびに材料に関する教育研究に貢献した本支部所属の正会員あるいは賛助会員組織に所属する個人に対し毎年支部総会において授与する。

第 3 条 授賞は次の方法で決定する。

1. 支部長は受賞候補者を選び、庶務幹事と協議した上で、常議員会にはかり、授賞の可否を決定する。

第 4 条 本賞を授与すべき適当な候補者がいないときは、その年は授賞しない。

第 5 条 本規定は常議員会の議を経て変更することができる。

※ 1年度の副賞総額は30,000円程度を目安にする。